

## 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱い開始（廃止）届出書

### 1 内 容

圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を貯蔵し、又は取り扱う場合及び廃止する場合に使用します。

《届出を要する物質》

物質名	届出数量
圧縮アセチレンガス	40kg以上
無水硫酸	200kg以上
液化石油ガス	300kg以上
生石灰（酸化カルシウム80%以上を含有するもの）	500kg以上
毒物及び劇物取締法第2条第1項、第2項に規定する毒物及び劇物のうち別表第一、第二に掲げる物質	当該物質に応じて定める数量以上

【根拠条文 法第9条の3、危険物の規制に関する政令第1条の10】

### 2 手続き

- (1) 予防課危険物係（新城市消防防災センター2階窓口）に提出します。
- (2) 提出部数は1部とし、控えを必要とする場合は、必要部数を提出します。

【根拠条文 危険物の規制に関する規則第1条の5】

### 3 添付資料等

- (1) 設置場所付近図
- (2) 施設等の位置及び施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す平面図を添付してください。

なお、平面図には、設備の位置、消火設備、その他必要事項を朱記してください。

法 → 消防法（昭和23年法律第186号）

政令 → 消防法施行令（昭和36年政令第37号）

規則 → 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）

条例 → 新城市火災予防条例（平成17年条例第236号）

施行規則 → 新城市火災予防条例施行規則（平成17年規則第177号）